

辯護側文書 第二〇六三號

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者

加瀬俊一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル是次ノ如ク供述致シマス

一、私は大正十四年外務省に入り昭和十六年十一月アメリカ局第一課長に任ぜられ、昭和十八年四月まで此の職に在りました。右課長として在職中私は茲に證言する諸事實を知つたのであります。

二、私は昭和十六年十二月七日午前十時（東京時間）頃外務省に到着するに直ぐ同盟通信社より情報を入手しました。

右に依ればUP通信は國務省がルーズベルト大統領に於て、天皇陛下宛親電を發送したことを公表した旨の報導を行つてゐる由でした。私は直ちに東郷外務大臣、西外務次官、山本アメリカ局長等の上司に對し本件を報告しました。次に私は内大臣秘書館長松平健信に右を電話通報し且宮内省に大統領の親電が接到した場合には直ちに通知されたい旨を依頼しました。それは吾々は右が親電であるので一九三七年十二月のパネー驍事件の場合と同様に直接天皇陛下に送付せられるものさ考へて居たからです。

外務省は即刻ワシントン駐在日本大使野村大將宛緊急電報を發し、本件の真相を調査回電するよう指示を與へました。

(東郷發野村宛電報第九〇五號) 辯護側文書第一四〇一—F—3 號)

然るに本電報さ入れ違ひに野村大將よりの簡單なる電報が午后外務省に到着しました(野村發東郷宛電報第一二七五號辯護側文書第一四〇一—

E—3 號)

之により新聞報導が確認されましたから私は全課員に對し要務に備へ待機するよう指示を與へ、メツセージの到着を待ち受けました。然し何等の發展がなかつたので夕刻八時頃松平候爵の私邸に電話して連絡を取りましたが大統領の親電は未着との事でありました。

三、同夜十時十五分頃外務大臣秘書官友田次郎氏は夜半頃米國大使が外務大臣に會見し得る様にと計はれたい旨の米國大使館よりの電話依頼を受けました。私の承知する所によれば友田氏は大使が翌朝まで待ち得ないかを質したとのことであります。然し目下緊急電報を解讀中であつて大使は準備出來次第東郷外相に會ひたいとの話でありました。十二月八日夜半少し過ぎ即ち午前零時三十分頃グルー大使は外務大臣官邸に來られ、同處に於て會見が行はれました。私は此の會見に出席し會談を通譯しま

した。グ大使は大統領の天皇陛下宛緊急メツセージを受領したから拜謁を  
を取計つて頂きたいと申入れました。之に對し外相は何分深夜のこと故  
拜謁に關する措置を取ることは異例に屬すること述べると共に右メツセー  
ジ内容を尋ねました。そこで同大使はメツセージの寫しを参考の爲に外相  
の手許に残し、事態の極度に重大なことを強調して、拜謁したき旨を反  
覆した後辭去しました。會見は十五分内外で終りました。東郷外相は私  
にその寫しを渡し出来るだけ速に日本語に翻譯するように命ぜられました  
た。そこで私は課員を動員して翻譯に當りました。寸刻を争つて「メツ  
セージ」の翻譯を急ぎ全員懸命になつて仕事に熱中しましたが其時の極  
度に緊張した空氣は今日尚ほ鮮かに私の記憶に残つて居る所であります  
一方東郷外相は電話を以て木戸内府と連絡をとり、陛下に本件を報告す  
る爲の手筈をするよう依頼しました。右に引續き東郷外相は東條大將と  
首相官邸に於て會見し午前二時卅分頃天皇陛下に拜謁して大統領の親電  
に付き内奏し米國大使を通じて傳達すべき御回答を頂かれた趣でありま

四、私は前日與へられた訓令に基き十二月八日早朝グルー大使に對し外相を來訪するよう要請しました。之はもとも野村大將がワシントンに於て米國政府に手交した外交々渉打切に關する日本政府の覺書の寫しを同大使に手交せんかためでありました。本會談はグルー大使が大統領親電に關して深夜外相を訪問することがなかつたとしても行はれた筈であります。グルー大使は午前七時三十分頃外相官邸を來訪しました。私は此の會談にも出席して通譯に當りました。東郷外相は既に野村大將が米國政府に手交した書類の寫しである旨を述べて右覺書の寫し一通を同大使は手交しました。

次で外相は前夜の中に大統領の親電に關し天皇陛下の思召を承る機會があつたと述べて口頭を以て右を傳達しました。これはグ大使の要望により後刻書物としました。(法廷證第一二四七號)

グルー大使は日本政府の右覺書が天皇陛下の御回答であるを考へて居る様子ですが之は同大使の誤解であります。本覺書は大統領の親電とは何等關係ないものであります。本問題に關して東郷外相が天皇に拜謁する

以前右覺書は既にハル氏に手交されてゐたのであります。

其遞信省が米國大使館宛電信の配達を遅延させようなど云ふことは東郷外相以下我々誰一人として思ひもよらぬ事でした。尙我々は大統領の親電が大使館宛に發せられようとは考へて居りませんでした。我々は當然それが陛下宛直接に發せられるものと信じ切つて居りました。右の推測は事實野村大使からの電報（辯護側文書第一四〇一、E 13）によつても支持された所でありませぬ。即ち同電報に依れば大統領は親電を通常の外交機關を経由せず直接に天皇陛下宛に發送したと云ふことでありました。故に吾々は宮中から親電接到の通報の來るのを心待に待つたのであります。かゝる事情がありましたので、親電の内容に關しては外務省當局に於ては誰一人承知する所がなかつたのであります。實際東郷外相は上述の如く深夜の會見に於て米國大使が親電を外相に内示した時初めてその内容を承知した次第であります。

昭和二十二年（一九四七年）八月十三日 於 東京

供 述 者 加 瀬 俊 一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 西 春 彦

宣 誓 書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

署名捺印

加 瀬 俊 一